

令和8年度 事業計画

(自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日)

第一 基本方針

2025年の日本経済は、賃上げ率が2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」からその先にある新たな「成長型経済」に移行する段階を迎えているとはいえ、足元の景気をみると、米国の通商政策による影響は緩やかに回復しているものの、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心した物価上昇により、個人消費は力強さを欠いたため、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現する総合経済対策が策定された。

2026年では、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する「成長型経済」への転換を図るに当たり、将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」の考え方の下で、経済財政運営が行われ、戦略的な財政出動により官民が力を合わせ「危機管理投資」と「成長投資」を進めて社会課題を解決し、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長力を引き上げ、「強い経済」の実現に向け取り組みが進められる。

昨今の予断を許さない世界情勢、それらが日本経済にもたらす深刻な不透明感の中でも、公益社団法人東広島法人会として14年目を迎える当法人会は、取り巻く社会環境の変化に的確に対応しつつ、「法人会の理念」に則り、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織及び財政基盤の強化を図るため会員増強に力を入れるとともに、地域社会の活性化に配慮しつつ、税や地域の経済・社会環境の整備改善に寄与する公益目的事業活動を積極的に展開する。

また、「活動なくして会員増強なし」という至極当然のことを再認識し、委員会活動、支部活動等を通じて会員企業同士の交流が活発化・多様化することを支援し、ビジネス開拓に有益な情報が得られる機会の提供に取り組む。

第二 主な事業活動

1 公益目的事業

- (1) 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業として、税の啓蒙活動、租税教育活動、健康経営推進活動、税の広報活動及び税制提言活動を実施する。

イ 税の啓発活動・租税教育活動の充実

税の啓発のため、各支部において研修会を開催し、申告納税制度の一層の定着に資するとともに、消費税の「期限内納付」、e-Taxの更なる利用推進、ダイレクト納付の推進にも努める。

また、次代を担う小学生に税の重要性を正しく理解し、関心を持ってもらうため、租税教育及び租税教室の一層の拡大・充実に努める。

なお、今年度も青年部会では市内小学校の「租税教室への講師派遣」を、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」を重点施策と位置づけ、積極的に推進する。

□ 健康経営推進活動の充実

国、地方財政の健全化の一助として会員企業の健康経営・活力・業績向上等の支援のため、広報活動などの事業推進を行うとともに、ひいては時代を担う子供たちの社会保障給付費など税の負担軽減に繋がるよう各種の啓発活動を行う。

なお、昨年度、非会員企業、個人事業者等に広く広報を行い開催した講演会については、今年度も継続して開催し意識の醸成を図る。

ハ 研修活動の充実

地域企業発展のため、一般の企業及び市民、会員に対する税法・税務の知識の一層の普及啓発に努めるため、各種の研修会、経営セミナー、講演会等の開催を計画し、研修内容に応じた有効な教材の作成配布を行う。

二 税に関する広報の充実

税知識の普及啓発を目的として、広報誌及びホームページ等各種媒体を利用したマイナンバー制度、消費税のインボイス制度、e-Tax や eLTAX の利用推進、改正電子帳簿保存法をはじめとする税法の改正事項等を、広く一般の企業、市民、会員に対し、時宜にかなった情報を発信する。

ホ 税制提言活動

令和 7 年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行われるとともに、老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金の拠出限度額等が引き上げられた。

また、公益財団法人全国法人会総連合が取りまとめた「令和 8 年度税制改正に関する提言」のスローガンでは、①社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要、将来世代にツケを回さない仕組み作りを、②「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動揺を招かない財政運営を、③企業への過度な保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を、④本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守るよう掲げている。

我が国経済が文字通り大きな転換期を迎えている中、法人会は税のオピニオンリーダーとして我が国の将来を展望した建設的な提言に努めていく必要がある。

当法人会でも、毎年度「税制改正に関する提言」を、地元出身の国会議員、市長及び市議会議長に手交する等税制改正に関する提言活動を積極的に行っている。

また、近年は、地震、台風、風水害、雪害など大規模な自然災害が日本各地で発生し、被災者数は従来とは比較にならないほど増加していることから、国を挙げて被災地の確実な復旧・復興等に取り組むことはもとより、税制面での新たな控除制度の創設等が急務である。

- (2) 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業として、地域社会への貢献と地域社会の健全な発展を目的とした講演会を実施する。

また、社会貢献活動の一環として行う「AED（自動体外式除細動器）」の公共施設等への寄贈は継続して実施する。

なお、酒まつりで担当する清掃活動等は、当会の活動を広くアピールできる機会でもあることから継続して参加する。

2 共益事業等

(1) 会員増強活動

法人会活動を活性化することを目的とする事業として、次の活動に取り組む。

イ 組織の強化・充実

- (イ) 公益性拡大の観点から加入率 60%以上を目標とし、金融機関・関係諸団体の協力を得ながら会員増強に努めるとともに、会員の退会防止にも努める。
- (ロ) 年間を通じて会員増強に努めることとするが、特に9月から12月の4ヶ月間を「会員増強月間」と定め、役員を中心に積極的な会員増強に取り組む。
- (ハ) 新入会員や青年部会卒業者が、支部で開催する研修会等に参加しやすい環境を整え、法人会活動への参画意識の醸成を図る。
- (ニ) 健康経営に関する講演会を足掛かりに、会員企業等が関心をもって取り組む環境整備に向けた研修会等を開催し、会員の拡充強化に努める。

ロ 広報活動の充実

法人会の知名度の向上、活動内容の周知等に加え、会員増強を図るため、当法人会ホームページへの情報掲載等について更なるデジタル化を進め、広報活動の充実に取り組む。

ハ 青年部会・女性部会の充実

(イ) 青年部会

「青年部会のあり方（指針）」に沿って、「税の啓発」をはじめとする活動の充実を図る。部会活動の大きな柱である「租税教室」への講師派遣及び「部会員増強運動」については、今まで以上に積極的に取り組む。

また、「財政健全化のための健康経営プロジェクト」に対する会員の理解を深め、主体的かつ継続的に取り組む。

(ロ) 女性部会

「女性部会のあり方（指針）」に沿って、法人会活動の充実・活性化に努める。

税の啓発活動の一環である市内の全小学6年生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を継続実施するとともに、内容の充実を図る。

また、SDGsへの取り組みや税務署長による講演会は、女性部会の活動の一つとして積極的に取り組む。

(2) 福利厚生事業

法人会会員の福利厚生の向上に資することを目的とする事業として、次の活動に取り組む。

イ 環境の変化等を的確に捉え、安定的な成長となるよう協力3社と推進協力を努め、「1社でも多くの会員企業を守りたい」という福利厚生制度創設時の理念のもとで更なる普及推進を図る。

なお、今年度も組織委員会と合同で会員増強施策や各種事業を行う等協力3社の協業や商品の相互販売を進め、推進の拡大を図る。

- 支部別新規加入企業の目標設定及び表彰について、支部別の目標件数を設定し、目標達成支部には報奨品を贈呈する。

(3) 会員支援事業

会員の企業活動を支援することが、ひいては法人会活動の活性化に繋がるとの認識の下、今年度も公益社団法人である当会の特色を出しつつ、親会、青年部会、女性部会が一丸となって、会員企業支援のために、出会いの場、交流の機会を設けられるよう努める。

3 管理関係

(1) 公益法人としての事業の適正な運営

法人運営の中心である理事会・理事の役割や機能を有機的に発揮するとともに、事務処理に当たっては、法令及び事務処理手を遵守し、適正な運営に資する。

(2) 諸会議の開催

イ 支部役員会、正副会長・部会長会議、常任理事会、理事会を適宜に開催する。

□ 官公庁・友誼団体との連絡協調

西条税務署管内税務協力団体連絡協議会等他団体が行う諸事業に、積極的に協力・参加し交流を図っていく。

ハ その他必要な会議

(3) 委員会活動の充実

総務・税制・厚生・組織・広報・研修・健康経営及び社会貢献の各委員会を適宜に開催し、具体的な活動について協議し、充実を図る。

(4) その他の事業

イ 公益財団法人全国法人会総連合主催行事への参加

□ 一般社団法人広島県法人会連合会の主催行事への参加

ハ その他「事業方針」に基づく事業目的達成のための事業